

●香川県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設について、善通寺市選挙管理委員会から令和3年9月2日付けで、指定の取消し及び所在地の変更を行った旨の報告があったので、平成18年香川県選挙管理委員会告示第175号（個人演説会等を開催することのできる施設として指定された施設）の一部を次のように改正する。

令和3年9月21日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略			略		
市町名	施設の名称	施設の所在地	市町名	施設の名称	施設の所在地
善通寺市	略		善通寺市	略	
	丸山町集会所	<u>善通寺市善通寺町2069番地 8</u>		丸山町集会所	<u>善通寺市善通寺町2069番地 の7</u>
	善通寺市立善通寺隣保館	略		中仙遊町住宅集会所	<u>善通寺市仙遊町1丁目6番 6号</u>
	善通寺市東原集会所	略		鉢伏団地集会所	<u>善通寺市与北町2055番地</u>
			善通寺市立善通寺隣保館	略	
			善通寺市東原集会所	略	
			吉原町集会所	<u>善通寺市吉原町3153番地の 1</u>	
略			略		